

「京都中央信金アプリ」 残高・取引明細照会利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、「京都中央信金アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）の一機能としてご利用できる「残高・取引明細照会サービス」（以下、「本サービス」といいます。）を利用する場合等の取扱いを定めたものです。お客さまは、本規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1条 利用条件等

1. 本サービスの利用対象者は、当金庫に普通預金口座をお持ちで、キャッシュカードをご利用の個人のお客さまのうち、本アプリをスマートフォンにダウンロードのうえ、本規定に同意された方とします。
2. 本サービスは、原則24時間ご利用いただけますが、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。
3. 本サービスの利用には、「パスコード」とあわせて、お客さまを特定するためのアカウントが必要です。アカウントは、お客さまのメールアドレスであり、本サービス初回利用時に当金庫所定の操作を行うことにより設定してください。

第2条 パスコード

1. パスコードは、お客さまが任意に設定することができる4桁の数字であり、本サービス初回利用時に当金庫所定の操作を行うことにより設定してください。
2. 設定にあたり、生年月日や電話番号、同一数字等第三者に推測されやすい番号を指定することは避けてください。指紋認証機能および顔認証機能を利用することでパスコードの入力を省略することができます。ただし、指紋認証機能および顔認証機能は、当金庫所定の機能を備えるスマートフォンでのみ利用可能です。
3. 指紋認証機能および顔認証機能で利用するお客さまの指紋データおよび顔認証データは、お客さまのご利用するスマートフォン内に保存され、当金庫は保管いたしません。

第3条 残高・取引明細照会

1. 残高・取引明細照会はお客さまが登録した口座の残高データの取得、表示および入出金明細データの取得、表示を行うサービスです。
2. 残高・取引明細照会によって取得した入出金明細データは、お客さまが利用するスマートフォン内に一時的に保存され、当金庫は保管いたしません。
3. お客さまが本アプリを初期化または削除した場合は、スマートフォン内に保存したデータはすべて削除されます。
4. 利用できる口座は、本サービス初回利用時に登録する普通預金口座（以下、「代表口座」といいます。）を含む以下の口座です。
 - A. 普通預金（無利息型普通預金・総合口座の普通預金を含む）
 - B. 貯蓄預金
 - C. 定期預金

- D. 定期積金
- E. カードローン

第4条 パスコードおよびスマートフォンの管理等

1. パスコードは第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
2. お客さまは、本アプリをインストールしたスマートフォンを用いて第三者が本サービスを利用しないように、スマートフォンをお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
3. 本アプリをスマートフォンから削除する場合には、事前に本アプリ上から前項に規定するアカウントの削除を行ってください。アカウントの削除を行わない場合、お客さまのスマートフォンのご利用環境によっては、アプリ削除後も本アプリでご利用の設定が残る場合があります。

第5条 準拠法・合意管轄

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第6条 規定等の変更

1. 当金庫は、本規定の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日改定)